

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 339
2021.4.21

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

3月26日、再任用・会計年度任用職員部の都教委要請を行いました

3月26日、東京教組は都教委に対し専門部要請を行いました。コロナ感染症対策のため、要請時間は10分という非常に短い時間でしたが、再任用・会計年度任用職員部と女性部の2部が要請を行いました。都教委からは、小林勤労統括課長代理が出席しました。再任用・会計年度任用職員部は、鈴木部長が、事前に提出していた要請書をもとに、再任用教職員と非常勤教員を含めた会計年度任用職員の雇用と処遇改善に向けた要請を行いました。

要請の概要は、

- ・公的年金の支給開始年齢引き上げにより、退職後の生活を守るためにも、継続雇用制度の一層の充実が求められていること。
- ・都教委自らも、新規採用者数の増加に伴い、退職するベテラン教員の知識やノウハウの継承が必要不可欠であると認めているので、再任用・非常勤教員（会計年度任用職員）の職場に占める位置づけはますます重要になっていること。
- ・しかし、2021年度の非常勤教員の公募選考では、一次選考に「論文1600字」を突然課すことで希望者を混乱させ、さらに一次選考の結果、多くの不合格者を出したことは問題であること。
- ・今後、このようなことがないように、再任用・非常勤教員の選考の納得性・透明性を高めること。
- ・同一労働・同一賃金の原則に基づき、再任用職員、会計年度任用職員の処遇を改善すること。

などです。

都教委側からは、「内容が多岐にわたるので、東京都教育委員会に関わるものについては関係する部署に申し伝えさせていただきます」との返答だけでしたが、昨年度の都教委要請は、コロナの関係で本部に一任しましたので、今年度は専門部の代表が出席して要請を行えたことは有意義でした。今後は、定年退職後も安心して働き続けられるように、確実な雇用と職場環境の改善をさらに都教委に求めて、東京教組本部とともに運動を進めていきます。



アクリル板越しの都教委要請（左：都教委 右：東京教組）

勤務日の割り振りで問題はありませんか？

非常勤教員（日勤講師）と再任用短時間教育職員の勤務日数は以下の通りです

2021年3月3日、都教委より、2021年度の非常勤教員及び再任用短時間教育職員の勤務日数が示されました。以下、東京教組 WEEKLY NO. 1014 号より転載します。

◆非常勤教員（日勤講師）の勤務日数

1 勤務日数

(1) 一任期の勤務日数が192日で、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態（以下「I型」という）の日勤講師の月別勤務日数は、次のア、イ、ウ及びエとする。

ア

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192日

イ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	18	13	11	18	19	18	15	14	17	17	192日

ウ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	16	16	18	13	11	18	18	19	16	15	16	16	192日

エ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	16	19	12	11	17	18	18	16	13	16	18	192日

(2) 一任期の勤務日数が216日で、1日の勤務時間が5時間の勤務形態（以下II型という）の日勤講師の月別勤務日数は、次のア、イ、ウ及びエとする。

ア

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216日

イ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	18	20	17	11	19	20	20	19	16	18	20	216日

ウ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	20	18	21	17	11	20	19	20	19	15	18	18	216日

エ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	19	18	22	16	11	20	21	20	18	15	18	18	192日

(3) 月別勤務日数を変更できる事由

小学校において、主幹教諭・指導教諭・主任教諭及び教諭の臨時的欠員の代替（病休代替）等、学校運営上真にやむを得ない事情がある場合は、上記 1 (1)及び上記 1 (2)で定めた月別勤務日数を変更することができる。この場合に於いて、所属長は次の点に留意して、日勤講師の勤務日、勤務時間及びその割振りを定める。

ア I型の任用期間における総勤務日数は、192日、II型の任用期間における総勤務日数は、216日とする。

イ I型、II型ともに、1ヶ月当たりの勤務日数は、11日以上とする。

ウ I型の1日の勤務時間は、7時間45分、II型の1日の勤務時間は、5時間とする。また、I型の1週間の勤務時間は、38時間45分を超えないこととする。

エ 月別勤務日数を変更する場合は、変更前後の勤務日数及び変更事由等について、文書による意思決定を行うこととし、教育委員会から報告を求められた場合、所属長は、関係資料を提出することとする。

(4) 勤務日及び勤務時間の割振り

勤務日及び勤務時間は、所属長が勤務実態に応じて、原則として月曜日から金曜日までの間に割り振ることとする。また、翌月の勤務の割振りは当月末までに定めなければならない。

(5) 規則第18条ただし書きに定める事由

「教育委員会が特に必要と認める場合」とは、公開授業、体育祭等の年間授業計画に定める正規の授業、学校行事等が実施される場合とする。この場合、勤務日を日曜日、土曜日、または休日に割り振ることができる。

2 休憩時間

日勤講師の休憩時間は、規則第19条に規定のとおり、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分置かなければならない。

II型の日勤講師の勤務時間は5時間のため、規則の規定上は必ず与えなくてはならないものではないが、職務内容や日勤講師本人との調整により、勤務時間の途中に休憩時間を置くことができる。

3 超過勤務

日勤講師については、原則として超過勤務はさせないものとする。

教育委員会は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、日勤講師に対して超過勤務を命ずることができることとされているが、各学校における学習指導、学校行事のための繁忙等は、超過勤務を命ずることができる事由には該当しないので注意すること。

4 実施時期 2021年4月1日**■再任用短時間勤務教育職員の勤務日数**

すべての短時間勤務の職に該当する職員が対象となります。

年間勤務日数は 208 日になります。(※ 週 4 日×52 週＝年 208 日)

特別の具体的事由（公務分掌や学校行事、部活動指導等。但し、承認研修は含まない）があり、これにより難しい場合には、校長は各月の勤務日数を別に示すことができる。この場合にも、各月の勤務日数は 11 日を下回らないようにする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	19	19	14	11	19	19	19	19	16	18	17	208 日

■実施時期 2021 年 4 月 1 日

「さよなら原発首都圏集会」・デモ 1500 名が参加

3 月 27 日土曜日。日比谷野外音楽堂で「さよなら原発首都圏集会」が開かれました。

福島第 1 原発事故から 10 年が過ぎても、国と電力会社はその責任も認めず、被害者の補償も放置したままに原発再稼働を進めています。原発のない世界を私たちは目指しています。

「さよなら原発運動」を進めてきた呼びかけ人からの発言は、開会挨拶に鎌田慧さん、閉会の言葉には、落合恵子さん。集会半ばには澤地久枝さんが登壇され「90 歳を迎えた。原発の危険と悲惨を若い人に伝えたい。」と述べられました。

中でも、集会の直前で判決が出た東海第二原発訴訟の報告をされた大石光伸さんから、「3 月 18 日水戸地裁で私たちは勝利した。判決文は 800 ページにのぼる。8 年間の闘いで日本原電は証人は必要ないと突っぱねたが、裁判官は全員証人を認めたくえで、原発の安全を否定した。日本原電の控訴に負けないで頑張ります。首都圏の老朽原発を無くしましょう」。との力強いメッセージがあり、大きな拍手が響きました。

集会後デモ行進では、当日の音楽堂収容定員を上回る 1500 名もの参加者があり、東京駅近くの鍛冶橋までデモ行進を行いました。行進経路地である東電本社前では、参加者たちが自粛していたシュプレヒコールも行われ、10 年間の怒りをこめた声となりました。

こうした市民の行動に背を向けるように、4 月 13 日政府は最悪の決定をしました。「海洋放出ありき」で進められてきた放射能汚染水問題です。海外の国や市民からも多くの批判の声が上がっています。菅政権が世論に挑戦する「海洋放出」を閣議決定したことは許すことができません。

2021 年度 再任用・会計年度任用職員部総会のご案内

日時：6 月 13 日（日）11:00～12:00

会場：東京教組書記局（日本教育会館 2F） ☎03-5276-1311

※ 各支部で参加を呼び掛けてください。再任用・非常勤教員・講師などを終了された方にも呼び掛けて下さい。

新年度 各地区の常任委員の選出をお願いします。

今後の常任委員会の予定は、5 月 19 日（水）、6 月 23 日（水）、7 月 14 日（水）、8 月 25 日（水）、時間は 16 時から（8 月のみ 15 時から）東京教組書記局で行います。